

公立小・中学校における空調設備設置の導入促進に関する意見書

今夏の記録的猛暑により、昭和 39 年以来 54 年ぶりに本年改正された学校保健安全法に基づく学校衛生基準で示されている教室の望ましい温度「教室内の気温は 17 以上、28 以下」の基準を満たすことが、当市においても近年非常に困難となっている。適切な教育環境を確保するためには、空調設備を設置する必要があると、児童・生徒、保護者、学校関係者等から切実な声が相次いでいる。

しかしながら、空調設備の設置・稼働には多大な費用負担が長年にわたり継続すること、また、これまで耐震・老朽化対策を優先してきた経緯からも、当市に限らず多くの自治体は、空調設備にかかる財政負担に到底耐えられるものではない。さらに、自治体の財政規模により教育環境に格差があってはならない。平成 31 年度予算で措置されても、来年の夏までに空調設備を設置することは不可能である。従って速やかな補正予算措置と交付金決定手続きが肝要である。

よって、国においては、児童・生徒の安全と義務教育環境における一定の水準を確保するため、下記の事項の実現を図るよう強く求める。

記

- 1 平成 30 年度補正予算における公立学校施設整備予算を確保した上で、学校施設への空調設備設置における国庫補助率を引き上げ、申請した自治体すべてを対象とすること。
- 2 学校施設への空調設備をリースで対応した場合にも補助の対象とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 9 月 28 日

新潟県村上市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
財務大臣 麻生 太郎 殿
文部科学大臣 林 芳正 殿